

東電福島原発事故に関する消滅時効について（案）

令和元年 9 月 19 日  
原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 時効に係る制度的枠組み

【概要】

- 東京電力福島原子力発電所の事故による損害賠償請求権の消滅時効※1に係る起算点（時効期間の開始時点）及び時効期間は、いわゆる時効特例法※2による民法の読み替えにより、
- ・「損害及び加害者を知った時から 10 年」
  - ・「損害が生じたときから 20 年」
- とされており、どちらか一方が到来した場合に時効を迎える。
- また、時効に関する制度として、時効の「更新」（時効期間のリセット）、時効の「完成猶予」（時効期間が経過しても時効が完成しない）、「時効の援用」（時効の効力の発揮には、時効期間経過後、時効成立の主張が必要）などが民法等に定められており、時効の議論に当たっては、これらの点についても留意が必要。

※1 消滅時効とは・・・権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度。

※2 「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」（平成 25 年 12 月成立・施行）

【具体的な制度的枠組】

（1）全般

- 原子力発電所の事故に関する損害賠償請求権に係る時効については、他の法律に定めがある場合を除き、民法の不法行為に基づく損害賠償請求権に係る消滅時効に関する規定が適用される。

民法（現行）（抄）

第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

- 「民法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立し、令和2年4月に施行される予定。これに伴い、消滅時効に係る制度が変更されることとなるが、施行日前に生じた特定原子力損害（東電福島事故）に係る賠償請求権についても改正後の時効特例法を適用する、という措置が行われた。

※このため、本資料では、改正民法の内容を中心に記載。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

（東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十九条 前条の規定による改正後の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第三条の規定は、施行日前に生じた特定原子力損害（前条の規定による改正前の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律第一条に規定する特定原子力損害をいう。）に係る賠償請求権についても適用する。

## （2）消滅時効の起算点及び時効期間

＜民法による一般則＞

- 改正民法において、不法行為の損害賠償請求権に係る消滅時効の起算点及び期間については、
- ・ 損害及び加害者を知った時から3年（人の生命又は身体を害する不法行為については5年）
  - ・ 不法行為の時から20年
- と規定されている（いずれか早く時効期間が到来する方が適用される）
- ・ なお、現行民法で「除斥期間」と解されている部分（第724条後段）が、改正民法（第724条第2号）においては「消滅時効期間」であることが明記された。

民法の一部を改正する法律（読替え後）（抄）

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第 724 条の 2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

### <東電福島原発事故に係る特例>

○本件事故が大規模で長期間にわたる未曾有のものであることに鑑み、いわゆる「時効特例法」が制定され、以下の措置が行われた。

- ・民法の読み替えにより、時効期間等について、①「損害及び加害者を知った時から 3 年」が「10 年」に延長され、②「不法行為の時から 20 年」が「損害が生じた時から 20 年」とするなどの措置が講じられた。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

(趣旨)

第 1 条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害（当該事故による損害であって原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。）を被った者（以下「特定原子力損害の被害者」という。）のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。

(早期かつ確実な賠償を実現するための措置)

第 2 条 国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

(消滅時効等の特例)

第3条 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。

### （3）時効の更新及び完成猶予

#### <民法による一般則>

○時効期間の進行については、いくつかの事由（裁判上の請求、承認等）により、

①それまで経過した時効期間がリセットされ改めてゼロから起算される

（時効の更新）

②時効期間が経過しても時効が完成しない（時効の完成猶予）

ことが民法に定められている。

（注）「民法の一部改正」において、従来の「時効の中断」「時効の停止」が、それぞれ「時効の更新」「時効の完成猶予」として整理し直された。

（時効の更新の関連条文）

民法（改正）（抄）

（承認による時効の更新）

第一百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 （略）

（時効の完成猶予の関連条文）

民法（改正）（抄）

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

（後略）

#### <原子力損害に係る特例>

○特に原子力損害については、原子力損害賠償法（同法施行前は、東電福島事故についてはADR 和解中断効特例法※が適用）により、ADR の和解仲介に関し時効の完成猶予の特例が認められている。

※「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」（平成25年6月施行）

○この規定により、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に和解仲介を申し立てたが打ち切りになった場合、1ヶ月以内に提訴すれば、ADR申立時に提訴したとみなされる。

原子力損害の賠償に関する法律（抄）

（時効の中断）

第18条の2 審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなす。

#### （4）時効の援用

時効は、時効期間の経過により自動的に効果が出るものではなく、時効によって利益を受ける者（原子力損害の場合は、損害を与えた原子力事業者）が時効を成立したことを主張すること（時効の援用）が必要である。

民法の一部を改正する法律（読替え後）（抄）

（時効の援用）

第145条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

## 消滅時効に関する論点の整理

以下の整理は、あくまで事務局が一般論としての時効の考え方をまとめたものであり、個別の損害の時効については訴訟の判決によることに留意する必要がある。

※また、発災日から10年後には改正民法が適用されていることを踏まえ、以下の整理においては、現行民法ではなく改正民法の適用について述べる。

### 【消滅時効の「起算点」】

○本件事故による原子力損害賠償請求権に係る短期消滅時効（本件の場合「損害及び加害者を知った時から10年」）の「起算点」は、民法の規定により「(加害者及び) 損害を知った時」とされている。これについては、被害者が「損害」の発生を現実認識した時とされており、損害の態様や被害者が置かれている状況等により異なる。

○このため、「起算点」は、発災日である平成23年3月11日に固定されるものではなく、その10年後となる令和3年3月12日に全て一律に時効を迎えるものではない。

### ○主な損害項目における起算点の考え方の例

[避難に伴う精神的損害] [営業損害] [就労不能損害]	損害は日々発生していると考えられるため、避難から10年経過後、日々、時効期間が到来するという考えが一般的と考えられるが、一方で、避難が継続している間は損害が確定せず、避難終了等の損害確定時が起算点となるという考えもある。 いずれの場合も、これらの損害についての時効の起算点は、一律に平成23年3月11日になるということではないと考えられる。
[生命・身体的損害]	健康被害に関する損害は、その損害の進行が止んだ時（症状が固定した時）が時効の起算点になると考えられる。 晩発性障害についても起算点は同様であり、仮に今後事故による何らかの障害が生じた場合、その症状が固定してから時効期間が進行すると考えられる。

【財物価値に係る損害】	損害が日々発生するという性質のものではなく、一時立入り時や帰還後に当該財物の損害を認識した時が時効の起算点になると考えられるが、一方で、放射性物質の汚染により財物の価値が失われ、事故時を起算点とするということも考えられる。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**【消滅時効の「更新」(時効期間のリセット)】**

- 本件事故による原子力損害賠償請求権の時効は、民法の規定により「更新」(進行していた時効がリセットされゼロから起算すること)されることがあり、その一つの場合として、「承認」が規定されている。これは、東京電力が被害者に対し損害賠償債務(損害賠償を行う義務)の存在を認識していることを示す行為であり、例えば、東京電力が被災者に賠償金の一部を支払う行為などがこれに該当すると考えられる。
- ただし、被災者の考えている損害額と東京電力の考えている損害額に差があった場合、東京電力が自ら考えている損害額の一部を支払ったとしても、被災者が考える賠償額全体について承認をしたことにはならないことも考えられる。
- また、ある損害項目(精神的損害、営業損害、財物損害など)の賠償を行ったとしても、別の損害項目に対しては「承認」とみなされないことも考えられる。

**【消滅時効の「完成猶予」(時効期間が経過しても時効が完成しない)】**

- 本件事故による原子力損害賠償請求権の時効は「完成猶予」(時効期間の経過にも関わらず一定期間時効が完成しないこと)されることがある。時効が完成猶予される例として、訴訟を提起する(裁判上の請求)と、訴訟が続いている間は時効は完成しないことなどが民法に規定されている。
- また、特に原子力損害については、原子力損害賠償法により、ADRの和解仲介に関し時効の完成猶予の特例が認められており、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)に和解仲介を申し立てたが打ち切りになった場合、1ヶ月以内に提訴すれば、ADR申立時に提訴したとみなされる。すなわち、時効期間到来前にADRセンターに申し立てれば、それが不調に終わっ

たとしても、すぐに提訴すれば係争が続き、時効により係争が不可能になる、ということはない。【具体的な制度的枠組み】(3) 時効の更新及び完成猶予<原子力損害に係る特例>参照)

#### 【消滅時効の「援用」】

- 本件事故による原子力損害賠償請求権の時効の効果は、時効期間の経過によって当然に発生するわけではなく、東京電力が「援用」(時効による利益を受ける旨の意思表示をすること)したときにその効果が発生する。
- 平成25年3月の原子力損害賠償紛争審査会(第31回)において、東京電力は、消滅時効に関する考え方を公表し、その中で、時効の援用に関しては、援用の放棄を事前にすることができないという民法上の制約の中、「柔軟に対応」とすると表明した。